

# 事業概要シート

事務事業コード	事務事業名称	事業区分	所属コード	担当課
502010001	融資関係補助	一般	2300	商工観光課

事業開始年度	昭和 50 年度
--------	----------

## ◆事業の性質分類

○	①ソフト関係事務事業(市民サービス)	④施設等の維持管理的な事務事業
	②整備関係事務事業	⑤行政の内部管理事務事業
	③施設等の建設事務事業	⑥経常的な事務事業

【注】公の施設の維持管理的な事業で指定管理者等の導入可能性があるものは①、④の両方が該当するため両方に○印を付ける。

## ◆事業の背景

市民ニーズ・地域課題	関係法令、関係計画等
<p>・地域商業の振興と活性化、地元中小企業者の金融支援による経営基盤の安定が求められている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長岡京市中小企業振興融資規則(昭和50年4月1日施行)(平成21年4月1日、改正による施行)</li> <li>・長岡京市小規模企業おうえん融資保証料補給金交付要綱(平成17年1月1日施行)</li> <li>・京都府中小企業融資制度</li> <li>・中小企業信用保険法(セーフティネット保証)</li> </ul>

## ◆事業の目的

【事業の対象】・利益を受ける人 ・最終的に影響を及ぼすことを予定している人、もの 等	【事業の目指す成果】・左記の対象がどのような状態になることを目指していますか ・成果として具体的に何か 等
<p>・厳しい経営環境にある地元中小企業者の経営基盤の安定を図る。</p>	<p>・経済状況に沿った、経営基盤の安定を図る中小企業者への迅速な対応。 ・融資実施が適切な経営基盤の安定につながるため、利用を促進する。</p>

◆事業費の推移 (単位:円)			H19実績	H20実績	H21見込み	
収入	使用料・手数料					
	国支出金(補助率 )					
	府支出金(補助率 )					
	その他( )		28,520,000	38,535,000	38,531,000	
	合 計		28,520,000	38,535,000	38,531,000	
支出	人件費(概算)	正規職員	従事人員(人)	1	1	1
		人件費	人件費	8,000,000	8,000,000	8,000,000
	嘱託・再任用職員	従事人員(人)				
		人件費				
	事業費(予算・決算)		34,428,000	45,216,000	46,246,000	
合 計		42,428,000	53,216,000	54,246,000		
収支	一般財源充当額		13,908,000	14,681,000	15,715,000	
	対象者あたり一般財源充当額		(母数:平成18年度事業所企業統計調査より2,804件) 4,960/件	(母数:平成18年度事業所企業統計調査より2,804件) 5,235/件	(母数:平成18年度事業所企業統計調査より2,804件) 5,604/件	

事業費の詳細	【歳入の部】
	・中小企業振興融資元金収入 38,500,000円
	・同和地区中小企業振興融資損出交換金 30,000円
	【歳出の部】
	・中小企業振興融資預託金 38,500,000円
	・中小企業振興融資利子補給金 5,045,000円
・中小企業振興融資保証料補給金 1,700,000円	
・京都府小規模おうえん融資保証料補給金 1,000,000円	

◆事業の内容

事業の手法	事業の内容
○ 直営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長岡京市中小企業振興融資は、申請と申請内容に伴う税制などの簡易審査(約2週間)を商工観光課で行い、申請者が利用する金融機関と信用保証協会へあっせんをしている。金融機関と信用保証協会はあっせんを受けた利用者について、返済能力などの審査を行い、融資決定及び保証決定、実行をする。(20年度=8件)</li> <li>・商工観光課は長岡京市中小企業振興融資の利用決定者に対し、利子補給・保証料補給に関する手続き等事務を行っている。(20年度=利子補給45件、保証料補給8件)</li> <li>・京都府小規模企業おうえん融資の利用者で長岡京市に本社を置く者に対し、その融資にかかる保証料の一部を補給する事務を行っている。(20年度=保証料補給20件)</li> <li>・京都府中小企業融資の緊急対策資金制度を利用される市内に本社を置く事業者や市内在住の個人経営者が、申請に際し、信用保険法による業種認定を当該市長へ請求するため、承認書発行事務を行っている。(20年度=承認書発行249件)</li> </ul>
全部委託	
○ 一部委託	
指定管理	
その他	

◆事業の類似

市における類似事業について	なし	近隣市町における類似事業について	京都府中小企業融資制度
---------------	----	------------------	-------------

◆過去の経過

これまでの課題	左記の課題への、これまでの対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済情勢等の動向を常に踏まえた上で、中小企業者の経営基盤安定に向けた施策をリアルタイムに展開してはならないが、財政状況や金融機関調整などで、精度を上げることが困難である。</li> <li>・京都府中小企業融資緊急対策資金制度の業種認定の事務は、府の融資を受ける上で申請の第1関門として課せられるもので、市町村長の承認を要件とされている。この業務は市町村に何のメリットも無く、通常業務遂行に支障を及ぼしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融情勢の動向を注視。</li> <li>・経済情勢による京都府融資施策の動向について、観察し検討する。</li> <li>・京都府中小企業融資緊急対策資金制度の市町村業種認定事務の簡略化を京都府及び京都信用保証協会へ要請。</li> </ul>

◆現状の分析と課題

<p>①【必要性】・現在も市民に必要とされる事業か</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境変化により事業目的は薄れてないか</li> <li>・廃止した場合の影響は何か</li> </ul>	<p>②【市関与の妥当性】・市が行うべき事業か</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・類似事業を行う他団体はないか</li> <li>・市が行わない場合の影響は何か</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現融資利用者は小企業者が大半であるが、経営基盤の安定に繋がっている。また、返済をされた後、2回3回と利用される企業者も増加傾向にある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・類似制度として、京都府・京都市合同の融資制度があり、協調による参画を保証協会から求められている。</li> <li>・総合的な諸条件の充実度や即効性について、その要件が様々な点で市の制度と比べ高度であり、財源確保の關係で有利であるなど、市制度から府制度への乗り換え参画について検討しなければならない時期であると考えている。</li> </ul>
<p>③【手法の適正】・現在の手法は最も適正なものであるか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手法を変更する可能性はないか</li> <li>・変更する場合の課題は何か</li> </ul>	<p>④【その他の課題】・現在の内容で目的は果たせるか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経費や時間等に無駄はないか 等</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年4月1日より、利用者に「手続き期間の短縮」と「より分かり易くより身近なもの」となるよう、長岡京市中小企業振興融資制度のあっせん方式を直接銀行へ申し込める手続き緩和を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市単独の融資制度は、預託金を銀行に納めることや、制度責任として代位弁済が発生した時に京都信用保証協会に損出金を支払うなどの財源確保が不可欠で、リスクが大きい。</li> </ul>

◆今後の方向性と課題への対応

方向性	【方向性の理由と想定される課題への対応】
○ 継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市制度から府制度への乗り換え参画。</li> </ul>
拡大	
縮小	
○ 統合	
外部委託	
廃止	
その他	

所属長コメント(事業の展望)

地域商工業の振興と中小企業基盤安定を目指す当事業は欠くことができないものであり、融資制度の充実を図る上で、府制度への移行を進めて行く必要がある。